

児童発達支援 ステップ光町・ホップ教室 運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人きぼう（以下「事業者」という。）が設置する「児童発達支援 ステップ光町・ホップ教室」（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援事業の児童発達支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障害児（以下「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者及び保護者（以下「利用者等」という。）の立場に立った適切な支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地

（1）名称 児童発達支援 ステップ光町・ホップ教室

（2）所在地 広島県広島市東区光町2丁目8番30号 フタバビル1階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者1人（常勤、保育士兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者1人（常勤専従1人）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の達成目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した「個別支援計画」の原案を作成すること。

（ウ）支援計画の原案の内容を保護者等に対して説明し、文章により保護者等の同意を得た上で、作成した支援計画を記載した書面を保護者等に交付すること。

（エ）支援計画作成後、支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、支援計画の見直しを行い、必要に応じて支援計画を変更すること。

（オ）利用申込者の利用に際し、他の指定通所支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

（カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（キ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（3）児童指導員8人（常勤2人 非常勤6人）

個別支援計画に基づき利用者に対し適切に指導等を行う。

（4）保育士3人（常勤・管理者兼務1人 非常勤2人）

個別支援計画に基づき利用者に対し適切に指導等を行う

（5）その他従業者2人（非常勤2人）

個別支援計画に基づき利用者に対し適切に指導等を行う

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間、並びにサービス提供日及びサービス提供時間

（1）営業日

月曜日～土曜日（国民の祝日、事業所が定める夏季休暇及び年末年始休暇を除く。ただし、国民の祝日については営業日とする場合あり。）

（2）営業時間

月～金曜日 午前9時30分～午後6時30分

土曜日 午前9時～午後6時

（3）サービス提供日

第1単位：月曜日（国民の祝日、事業所が定める夏季休暇及び年末年始休暇を除く。ただし、国民の祝日については営業日とする場合あり。以下同様）

第2単位：火曜日

第3単位：水曜日

第4単位：木曜日

第5単位：金曜日

第6単位：土曜日

（4）サービス提供時間

第1単位：午前10時～午後4時30分（月曜日）

第2単位：午前10時～午後4時30分（火曜日）

第3単位：午前10時～午後4時30分（水曜日）

第4単位：午前10時～午後4時30分（木曜日）

第5単位：午前10時～午後5時（金曜日）

第6単位：午前9時30分～午後4時（土曜日）

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、各単位とも10名（月曜日～金曜日）とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、発達障害とする。なお、発達障害の定義は、

発達障害者支援法、同施行規則、施行規則、その他関連法によるものとする。

（児童発達支援の内容）

第8条 事業所で行う児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）支援計画の作成
- （2）基本支援の内容
 - （ア）日常生活訓練・・・日常生活動作・挨拶、外出等
 - （イ）集団生活適応訓練・・・ゲーム、団体での行動・作業 コミュニケーションの練習等
 - （ウ）創作的活動・・・絵画、工作等
 - （エ）感覚統合訓練・・・リトミックや体操等を用いた運動機能や感覚統合の訓練
 - （オ）その他・・・視機能のチェック、健康チェック、健康相談

（保護者から受領する費用の額等）

第9条 児童発達支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない児童発達支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者等から徴収するものとする。

- （1）提供する支援に係る教材費及び材料費並びにおやつ代 1回につき300円
- （2）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者等に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前各項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

（利用に当たっての留意事項）

第10条 サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （ 1 ）施設の円滑な管理・運営に協力すること
- （ 2 ）施設内では職員の指示を守ること
- （ 3 ）他の利用者等に迷惑になるような行為は慎むこと

2 前3号に掲げるもののほか、事業所の管理及び支援の提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

3 サービス利用当日に利用者の体調等の理由で予定されていた支援の実施ができない場合には、利用者等の同意を得て、支援内容を変更する等の措置を講じる場合がある。

（ 通常の事業の実施地域 ）

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市・東広島市・呉市・安芸郡海田町・安芸郡府中町とする。

（ 緊急時及び事故発生時等における対応方法 ）

第12条 現に児童発達支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

2 児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故後の処置について記録するものとする。

4 児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（ 非常災害対策 ）

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（ 苦情解決 ）

第14条 提供した児童発達支援に関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により広島県知事及び市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は広島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

4 事業所は、苦情に対応するため、管理者及び職員以外の者を関与させるよう努める。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）管理者・職員に対する虐待の防止に関する研修の実施

（身体拘束に関する事項）

第17条 事業所は、利用児童者又は他の利用児童の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用児童の行動制限する行為（以下「身体拘束等」

という。)を行わない。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その他利用児童の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（衛生管理等）

第18条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（管理者及び職員の研修に関する事項）

第19条 事業所は、管理者が児童発達支援の事業を熟知し、本来業務の一元的な管理業務を適切に遂行できるように研修の機会を設けるものとする。

2 研修の内容は、関係法令の理解と遵守、障害児の人権擁護・虐待防止、発達障害の理解、最新のケアの技術の習得、身体拘束、労務管理、リスクマネジメント等とする。

3 研修の実施方法は、①事業所内で行う研修、②行政、関連団体等が主催する講演会・研修会等に出席することにより行う。

4 事業所の職員に対しても同様の研修を行う。

（運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人きぼうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。